

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業実施要綱

令和3年11月4日

改正 令和4年3月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の影響拡大により売上げが減少した中小企業者等の資金繰りを支援するために県が設けた経営安定資金（危機対策枠および危機対策特別枠）（以下「県経営安定資金」という。）の利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給対象者)

第2条 利子補給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、県経営安定資金の融資を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 融資を受けた時点において、市内に事業実体のある事業所を有する個人事業主又は法人、若しくは本市が登記簿上の住所地である法人
- (2) 令和2年5月1日から秋田県が定める保証申込受付日及び貸付実行日までに市内の金融機関で県経営安定資金の融資を受けた者

(利子補給期間)

第3条 利子補給期間は、貸付けした日から起算して3年を経過した日以後7年間とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、経営安定資金に係る20,000千円までの融資を受けた日から4年目以降の利子全額とする。なお、貸付利率は次の各号に定めるものとする。

- (1) 経営安定資金（危機対策枠） 1. 15%又は1.35%
- (2) 経営安定資金（危機対策特別枠） 1. 35%

(金融機関への委任)

第5条 対象者は、委任状および振替依頼書（様式第1号）により県経営安定資金の融資を受けた金融機関に、交付の申請および請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関は、対象者に利子補給の交付申請に必要な書類等の提出を求められることができる。

(交付の申請等)

第6条 市長は、県経営安定資金を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の申請に基づき、取扱金融機関に対して利子補給を行うものとする。

- 2 利子補給の方法は、取扱金融機関が通常の利子を徴し、利子補給金を受領後に対象者に後払いする方法によるものとする。
- 3 利子補給金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 取扱金融機関は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、当該期間分の利子補給金について交付の申請を行うものとする。
 - (1) 貸付けした日から起算して3年を経過した日以後の毎年上半期

(1月1日から6月30日まで) 申請期日7月31日まで

(2) 貸付けした日から起算して3年を経過した日以後の毎年下半期

(7月1日から翌年12月31日まで) 申請期日1月31日まで

5 利子補給金の交付の申請は、利子補給金補助交付申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 資金別計算書(実績)(様式第3号)

(2) その他申請に必要な書類

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付および利子補給金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、利子補給金補助交付決定通知書(様式第4号)により取扱金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の請求等)

第8条 前条第1項の規定により利子補給金の交付の決定を受けた取扱金融機関は、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、利子補給金を受領した日から起算して30日以内に利子補給金実績報告書(様式第5号)および利子補給金実績一覧(様式第6号)を市長に提出し、利子補給の状況を報告しなければならない。

(予定金額の報告)

第9条 取扱金融機関は、貸付けした日から起算して2年を経過した日以後の毎年度9月に、翌年度以降の利子補給金の予定金額について、次に掲げる書類を提出することにより市長に報告しなければならない。

(1) 利子補給金予定調書(様式第7号)

(2) 資金別計算書(予定)(様式第3号)

(中止等の届出)

第10条 取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、遅滞なく、利子補給金中止(廃止)届(様式第8号)を提出することにより市長に届け出なければならない。

(1) 対象者が期限の利益を喪失した場合

(2) 虚偽の申請により融資を受けたことが判明した場合

(3) その他取扱金融機関が融資を取りやめることとなった場合

2 前項各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給期間は、当該事由が生じた日以前において約定の元利償還が行われた日までとする。

(利子補給金の返還)

第11条 前条第1項各号に規定する事由が生じた場合又は、その他取扱金融機関が本来請求することができない利子補給金を受領した場合は、取扱金融機関は既に受領した利子補給金の全部または一部を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

委任状及び振替依頼書

当社（私）は、（取扱金融機関所在地）

（取扱金融機関名称）

（代表者氏名）

を代理人と定め、由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業実施要綱第5条に基づき、利子補給の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、利子補給金を交付するにあたり、市が取扱金融機関へ交付を行った後、同金融機関が以下の口座へ振り替えることを承諾します。

（振替先口座）

金融機関名：_____

支店名：_____

預金種別：_____ 普通・当座

口座番号：_____

口座名義（カタカナ）：_____

口座名義は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

金融機関確認印

--

所在地

企業名（屋号）

代表者氏名

印

連絡先

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）由利本荘市長

住 所
取扱金融機関名
職 氏 名 印

利子補給金補助交付申請書

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業に係る利子補給金について、関係書類を添付のうえ、申請いたします。

記

交付申請額 金 円也

（単位：円）

年 度	利子計算期間	秋田県経営安定資金		半期計
		危機対策枠	危機対策特別枠	
年度 （上・下） 半期 . . . ~ . . .				

資金別計算書（実績）及び融資先別計算書を添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

資金別計算書

取扱金融機関名：

秋田県経営安定資金（危機対策枠・危機対策特別枠）に係る利子補給計算書(予定・実績)
年度(上・下)半期(年 月 日～ 年 月 日)

	氏名又は法人名	融資実行日	最終返済期日	据置期間	融資額	利率	期末融資残高	利子額 (利子補給額)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
	合 計							

様式第4号（第7条関係）

記号及び番号
年 月 日

（受任者）

住 所：
取扱金融機関名：
職 氏 名：

由利本荘市長

利子補給金補助交付決定通知書

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業に係る利子補給金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）由利本荘市長

住 所
取扱金融機関名
職 氏 名

印

利子補給金実績報告書

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業に係る利子補給金のうち、 年度
半期分について、次のとおり元利償還があったので、利子補給金の実績を報告します。

記

- | | | |
|------------|-----------|---|
| 1 利子補給金受領額 | 金 | 円 |
| 2 実績額 | 金 | 円 |
| 3 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 交付決定年月日 | 年 月 日 | |
| 5 指令番号 | 指令第 | 号 |
| 6 対象者名 | （様式第6号）参照 | |

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

利子補給金実績一覧

（単位：円）

	氏名または法人名	約定 利率	対象期間最終月分の元利 償還金受領日	利子補給額（資金名）	
				秋田県経営安定資金	
				危機対策枠	危機対策特別枠
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
				小計	
				利子補給実績額	計

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）由利本荘市長

住 所
取扱金融機関名
職 氏 名 印

利子補給金予定調書

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業に係る利子補給金の申請予定額について、下記のとおり報告します。

（単位：円）

年 度	算定期間	資金名		半期計	年度計
		秋田県経営安定資金			
		危機対策枠	危機対策特別枠		
年度	上半期 ～				
	下半期 ～				
年度	上半期 ～				
	下半期 ～				
年度	上半期 ～				
	下半期 ～				
年度	上半期 ～				
	下半期 ～				
年度	上半期 ～				
	下半期 ～				

年9月1日現在での予定額（見込み額）を記入すること。
資金別計算書（予定）を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）由利本荘市長

住 所
取扱金融機関名
職 氏 名

利子補給金中止（廃止）届

由利本荘市経営安定資金危機対策枠等利子補給事業に係る利子補給金について、下記の融資について中止（廃止）したので、報告します。

- 1 資金名 秋田県経営安定資金
（危機対策枠 ・ 危機対策特別枠）
- 2 融資先住所（法人は本店の所在地）
会社名・商号
氏名（法人は代表者職氏名）
- 3 当初約定条件

融資金額	金 円
金利	年 % （利子補給 %）
融資実行日	年 月 日
融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利子補給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
初回返済日	年 月 日
最終返済日	年 月 日
元利金の返済方法	

- 4 中止（廃止）年月日 年 月 日
- 5 利子補給としない期間 年 月 日分以降
- 6 中止（廃止）の理由